

秋田公立美術大学学生生活規程

平成25年4月1日

規程第101号

(趣旨)

第1条 秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の学生が守るべき事項については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(誓約書)

第2条 新たに本学の学生となる者（以下「入学者」という。）は、誓約書を学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 入学者は保証人を定め、保証書を学長に提出しなければならない。

2 保証人は、父もしくは母、又はこれに準ずる者とする。

3 保証人は、保証する学生の身上および授業料等の納付について、連帯してその責に任ずる。

4 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更があったときは、当該変更後の保証人は、当該学生を経て、その都度速やかに保証人変更届を学長に提出しなければならない。

(学生記録等)

第4条 学生は、必要事項を記入した学生記録を入学後速やかに学長に提出しなければならない。

2 前項の学生記録の記載事項に変更があったときは、当該学生は、速やかに学生記録変更届および第8条の規定により交付された学生証を学長に提出しなければならない。

(服装)

第5条 学生の服装は、学生として品位を保つことに留意しなければならない。

(事故防止等)

第6条 学生は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を

遵守し、交通の安全および事故防止に努めなければならない。

2 学生は、本学の施設・設備の保全、保健衛生、防災および災害防止に努めなければならない。

3 学生は、本学の施設設備を故意又は過失により滅失し、破損し、又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費の全部又は一部を弁償しなければならない。

(健康診断)

第7条 学生は、毎学年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

3 本学が行う健康診断の結果の証明を希望する学生は、健康診断証明書交付申請書を学長に提出し、健康診断証明書の交付を受けることができる。

(学生証)

第8条 学生は、入学の際、学生証の交付を受けるものとする。

2 学生は、構内に入るときは、学生証を携帯しなければならない。

3 学生は、本学の教員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

4 学生は、学生証を紛失し、もしくは汚損したとき、又は学生証の有効期限を延長する必要があるときは、学生証再交付申請書を学長に提出し、その再交付を受けなければならない。

5 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

6 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(通学証明)

第9条 公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望する学生は、通学証明書交付申請書を学長に提出することにより、その交付を受けることができる。

(学生旅客運賃割引証)

第10条 旅行するため学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付申請書を学長に提出し、その交付を受けることができる。

(その他の証明等)

第11条 学生が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、修了(見込)証明書、各種資格取得(見込)証明書、就職推薦書その他証明書の交付を希望するときは、証明書等交付申請書を学長に提出し、その交付を受けるものとする。

(休学)

第12条 秋田公立美術大学学則(公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。)第38条もしくは秋田公立美術大学大学院学則(平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。)第27条の規定により休学し、又は本学学則第39条もしくは大学院学則第28条の規定により休学期間を延長しようとする学生は、本人および保証人連署の休学(期間延長)願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(復学)

第13条 本学学則第40条又は大学院学則第29条の規定により復学しようとする学生は、本人および保証人連署の復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第14条 本学学則第41条又は大学院学則第30条の規定により他の大学等へ入学し、又は転学しようとする学生は、本人および保証人連署の転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第15条 本学学則第42条又は大学院学則第31条の規定により留学しようとする学生は、本人および保証人連署の留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 本学学則第43条又は大学院学則第32条の規定により退学しようとする

する学生は、本人および保証人連署の退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(欠席)

第17条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届を学長に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、前項の規定による欠席届をあらかじめ提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

3 第1項の欠席届には、医師の診断書その他の欠席理由を明らかにする書類を添付しなければならない。

(忌引)

第18条 家族および親族の喪に服するときは、忌引願を学長に提出して、その承認を受けなければならない。忌引の日数は次のとおりとし、欠席時数に参入しない。

父母、配偶者、子 7日間

祖父母、兄弟姉妹 3日間

伯叔父、伯叔母 1日間

(学生の団体)

第19条 学生が、学内において学生の団体、サークル等(以下「団体」という。)を設立しようとするときは、学生団体設立願および学生団体構成員名簿を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立に当たっては、本学の専任教員から顧問教員を定めなければならない。

3 団体が、学外団体に加入しようとするときは、学外団体加入願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

4 団体が、学外行事に参加しようとするときは、学外行事参加願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可の期限)

第20条 前条第1項に規定する許可の有効期限は、当該団体が許可を受けた年度の翌年度の4月末日までとする。ただし、有効期限までに学生団

体更新願を学長に提出したものについては、1年ごとに更新を認めることができる。

(活動の報告)

第21条 団体は、毎年4月末日までに前年度の学生団体活動報告書を学長に提出するものとする。

2 団体は、毎年5月末日までに新入生を含めた学生団体構成員名簿を学長に提出するものとする。

(名称等の変更)

第22条 団体が、その名称、目的、代表者又は顧問教員の氏名を変更しようとするときは、学生団体変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体の解散届)

第23条 団体が解散しようとするときは、学生団体解散届を学長に届出しなければならない。

(団体の活動停止)

第24条 学長は、団体が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。

- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
- (2) 学則又は本学の諸規程に違反した活動を行ったとき。
- (3) 団体の構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連があったとき。
- (4) 長期にわたって団体活動が行われなかったとき、又は学生団体活動報告書が提出されなかったとき。

(団体の学外活動)

第25条 団体が、学外において次に掲げる活動を実施しようとするときは、原則としてその7日前までに学外活動届を学長に届出しなければならない。

- (1) 合宿
- (2) 旅行
- (3) 登山又はキャンプ

(施設利用等)

第26条 学生又は団体が、本学の施設を利用しようとするとき、又は学内においてポスター、立看板等を掲示しようとするときは、秋田公立美術大学施設管理規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第25号）の規定を遵守しなければならない。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規定第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。